



# 長野県報

3月28日(木)  
平成25年  
(2013年)  
第2457号

## 目次

### 規 則

長野県短期大学学則の一部を改正する規則（情報公開・私学課県立大学設立準備室）…………… 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）…………… 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）……………13

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）……………17

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）……………20

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）……………23

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）……………23

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）…23

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（障害者支援課）…27

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………29

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則（人事委員会事務局）……………30

平成25年4月1日における号俸の調整に関する規則（人事委員会事務局）……………30

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………31

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）……………32

テレビ難視聴地域解消事業補助金交付要綱の廃止（情報統計課）……………32

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）……………33

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）……………33

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）……………33

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）……………34

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（健康長寿課介護支援室）……………35

都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（生活排水課）……………35

林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正（信州の木振興課）……………36

森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正（森林づくり推進課）……………36

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（9件）（砂防課）……………36

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（7件）（砂防課）……………39

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（6件）（砂防課）……………41

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（6件）（砂防課）……………43

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）……………44

土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課）……………44

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（9件）（都市計画課）……………45

市街地再開発事業補助金交付要領の廃止（都市計画課）……………47

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）……………47

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）……………47

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）……………47

昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）……………48

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）.....48

医療法に基づく第6次長野県保健医療計画の概要（医療推進課）.....48

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）.....50

一般競争入札（経営支援課）.....50

一般競争入札（観光企画課）.....51

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）.....52

土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）.....52

開発行為に関する工事の完了（4件）（建築指導課）.....52

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）.....53

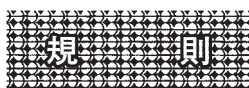
一般競争入札（2件）（議事課）.....53

一般競争入札（調査課）.....55

平成24年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に添えて提出した意見に対する方針  
（監査委員事務局）.....56

訓 令

長野県立高等学校における兼務に関する規程の廃止（高校教育課）..... 108



長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布  
します。

平成25年 3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第12号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則（昭和36年長野県規則第40号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第1の1の専門開放科目の項中「現代の人権2」を「現代の  
人権2 現代アメリカ社会論2」に改め、同表の2の生活科学科生  
活環境専攻の項中「生活環境科学概論2」を「生活環境科学概論  
2 生活環境と科学技術2」に、「人間工学実験2 環境生理学実  
習（被服製作を含む。）2」を「人間工学実験2」に、「生活環境と  
科学技術2 消費者教育2」を「消費者教育2」に、「調理学実習  
1」を「環境生理学実習（被服製作を含む。）2 調理学実習1」  
に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 平成25年3月31日現に在学する者の履修すべき学科目及び単位  
数については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規  
定にかかわらず、なお従前の例による。

情報公開・私学課県立大学設立準備室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため  
の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、  
設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布し  
ます。

平成25年 3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の従  
業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第  
2条－第4条）

第2節 基準該当居宅介護等（第5条－第7条）

第3章 療養介護（第8条－第12条）

第4章 生活介護

第1節 生活介護（第13条－第16条）

第2節 基準該当生活介護（第17条－第19条）

第5章 短期入所

第1節 短期入所（第20条－第25条）

第2節 基準該当短期入所（第26条・第27条）

第6章 重度障害者等包括支援（第28条・第29条）

第7章 共同生活介護（第30条－第33条）

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練（第34条－第37条）

第2節 基準該当機能訓練（第38条・第39条）

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練（第40条－第44条）

第2節 基準該当生活訓練（第45条）

第10章 就労移行支援（第46条－第48条）

第11章 就労継続支援A型（第49条・第50条）

## 第12章 就労継続支援B型

## 第1節 就労継続支援B型(第51条)

## 第2節 基準該当就労継続支援B型(第52条)

## 第13章 共同生活援助(第53条・第54条)

## 第14章 多機能型に関する特例(第55条・第56条)

## 第15章 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所に関する特例(第57条・第58条)

## 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第59条-第63条)

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

## 第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

## (従業者の員数)

第2条 条例第5条の規則で定める員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める従業者について、常勤換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、2.5以上とする。

2 条例第5条の規定により置かなければならないサービス提供責任者は、常勤の前項の従業者であって専ら指定居宅介護等(同条に規定する指定居宅介護等をいう。以下この章において同じ。)の職務に従事するものとし、その員数は、当該事業所の規模(当該指定居宅介護等事業者(同条に規定する指定居宅介護等事業者をいう。以下同じ。))が指定居宅介護等のうち2以上の指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該一体的に運営している事業所の規模)に応じて、次の各号に定めるいずれかの数以上とする。

- (1) 1に、当該事業所の月間の延べサービス提供時間が450時間(指定重度訪問介護事業所(条例第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。))にあつては、1,000時間。以下この号において同じ。)を超えて450時間又はその端数を増すごとに1を加えた数
  - (2) 1に、当該事業所の従業者の数が10人(指定重度訪問介護事業所にあつては、20人。以下この号において同じ。))を超えて10人又はその端数を増すごとに1を加えた数
  - (3) 1に、当該事業所の利用者の数が40人(指定重度訪問介護事業所にあつては、10人。以下この号において同じ。))を超えて40人又はその端数を増すごとに1を加えた数
- 3 前項の規定により算定した数が次の各号に掲げる数となる場合には、当該各号に定める数については常勤換算方法によること

ができる。

- (1) 2以上5以下となる場合 1
  - (2) 6以上となる場合 前項の規定により算定した数に3分の1を乗じた数(当該数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)
- 4 第2項の事業所の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数とする。

(条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第3条 条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第4条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額(省令第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。)の支払いを受けるものとする。

2 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領(条例第22条第1項に規定する法定代理受領をいう。以下同じ。)を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(省令第2条第11号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護等事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護等事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する費用とする。

## 第2節 基準該当居宅介護等

(従業者の員数)

第5条 条例第44条の規定により適用する条例第5条の規則で定める員数は、省令第44条第1項に規定する厚生労働大臣が定める従業者について、3人以上とする。

2 離島その他の地域であつて省令第44条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護等を提供する基準該当居宅介護等事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の員数は、1人以上とする。

3 条例第44条の規定により適用する条例第5条の規定により置かなければならないサービス提供責任者の員数は、1人以上とする。(同居家族に対するサービス提供の制限)

第6条 条例第43条第1項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 従業者の同居の家族である利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて指定居宅介護等のみによっては必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて当該居宅介護等が提供される場合
- (3) 従業者が同居の家族である利用者に提供する居宅介護等に從



事する時間の合計、が、当該従業者が居宅介護等に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第7条 第3条及び第4条(第1項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護等事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項から第3項」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第4条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と読み替えるものとする。

### 第3章 療養介護

(従業者の員数等)

第8条 条例第45条第1項第4号の規則で定める者は、省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第45条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準に定める数以上

(2) 看護職員(条例第45条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。) 指定療養介護(条例第45条第1項に規定する指定療養介護をいう。以下この章において同じ。)の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。この場合において、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数を超えて置かれている指定療養介護の単位については、看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第45条第3項の規則で定める場合は、複数の指定療養介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、指定療養介護の単位ごとの当該指定療養介護の提供とする。

5 第2項及び前項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 指定療養介護事業者(条例第45条第1項に規定する指定療養介護事業者をいう。以下同じ。)が、その医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。次条において同じ。)について同法第24条の2第1項の規定による指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び次条において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号)第8条に定める基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすこ

とができる。

7 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準の特例)

第9条 条例第46条第3項の規定により定める指定療養介護事業所(条例第45条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。)の設備の基準の特例は、指定療養介護事業者が医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、同一の施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供している場合について、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)第52条及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第9条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、条例第46条第1項及び第2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者負担額の管理)

第10条 条例第48条の規則で定める支給決定障害者が負担する額の合計額は、省令第55条に規定する利用者負担額等の合計額とする。

(条例第52条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第11条 条例第52条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第12条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療(指定療養介護のうち医療に係るものをいう。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は省令第54条第2項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 条例第52条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

### 第4章 生活介護

## 第1節 生活介護

(従業者の員数等)

第13条 条例第53条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数

(2) 看護職員(条例第53条第1項第2号の看護職員をいう。以下この号において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護(条例第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(7)から(9)までに掲げる平均障害程度区分(省令第78条第1項第2号のイの規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の利用者の数に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数以上とすること。

(7) 平均障害程度区分が4未満の利用者 当該利用者の数を6で除した数

(8) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者 当該利用者の数を5で除した数

(9) 平均障害程度区分が5以上の利用者 当該利用者の数を3で除した数

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる指定生活介護事業所(条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第53条第3項の規則で定める場合は、複数の指定生活介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、指定生活介護の単位ごとの当該指定生活介護の提供とする。

4 第1項及び前項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(条例第55条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第14条 条例第55条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第15条 指定生活介護事業者(条例第53条第1項に規定する指定生

活介護事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱い等については、省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 条例第55条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第16条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第14号。以下「障害福祉サービス事業基準条例施行規則」という。)第4条の規定は、指定生活介護事業所(条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)について準用する。

## 第2節 基準該当生活介護

(基準該当生活介護の基準)

第17条 条例第57条第1項の規則で定める事業所は、特定基準該当生活介護(条例第122条第3号に規定する特定基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所とする。

2 条例第57条第1号の規則で定める指定通所介護事業者(条例第57条第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。以下この項及び第38条において同じ。)は、次に掲げる基準を満たす指定通所介護事業者とする。

(1) 指定通所介護事業所(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護(同条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所における基準該当生活介護の基準)

第18条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（省令第94条の2に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第26条第1項において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないことなどにより生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（省令第94条の2に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（同条に規定する通いサービスをいう。以下この条及び第26条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同条に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所には、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の省令第94条の2第1号に規定する登録定員が25人以下であること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの省令第94条の2第2号に規定する利用定員が前号の登録定員の2分の1の数から15人までの範囲内であること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、省令第94条の2第4号に規定する場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条に定める基準を満たしていること。
- (5) 障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第19条 第15条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

## 第5章 短期入所

### 第1節 短期入所

（従業者の員数等）

第20条 条例第60条第1項第1号の事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に係る同項の規則で定める従業者は、生活支援員とし、その員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所（条例第82条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定機能訓練事業所（条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業所をいう。以下同じ。）、指定生活訓練事業所（条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所をいう。以下同じ。）、指定就労移行支援事業所（条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）、指定就労継続支援A型事業所（条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。第49条において同じ。）、指定就労継続支援B型事業所（条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（条例第120条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害児通所支援事業所（指定通所支援（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項

において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所（条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 指定生活介護、指定共同生活介護（条例第81条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）、指定機能訓練（条例第98条第1項に規定する指定機能訓練をいう。以下同じ。）、指定生活訓練（条例第103条第1項に規定する指定生活訓練をいう。以下同じ。）、指定就労継続支援A型（条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型をいう。第50条第2項において同じ。）、指定就労継続支援B型（条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型をいう。第51条第2項において同じ。）、指定共同生活援助（条例第119条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）又は指定通所支援（以下この項において「指定生活介護等」という。）のサービス提供時間 当該指定生活介護等の利用者の数及び当該指定短期入所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(7)又は(4)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める数

(7) 利用者の数が6以下 1以上

(4) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号のイの(7)又は(4)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同イの(7)又は(4)に定める数

2 条例第60条第1項第2号の事業所（以下この章において「併設事業所」という。）に係る同項の規則で定める従業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者とする。

- (1) 法第5条第8項に規定する施設（利用者を入所させるものに限る。次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設」という。）が併設事業所を設置する場合 当該入所施設の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設として必要とされる数以上
- (2) 指定共同生活介護事業者（条例第82条第1項に規定する指定共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）、指定生活訓練事業者（条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業者をいう。第9章において同じ。）（宿泊型自立訓練（条例第103条第1項第3号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下この項及び第40条において同じ。）の事業を行う者に限る。）又は指定共同生活援助事業者（条例第120条第1項に規定する指定共同生活援助事業者をいう。以下同じ。）（以下この条において「指定共同生活介護事業者等」という。）に係る当該施設が併設事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定生活訓練



(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は指定共同生活援助(次項において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等に係る指定共同生活介護事業所、指定生活訓練事業所又は指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(7)又は(4)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める数

(7) 利用者の数が6以下 1以上

(4) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第60条第1項第3号の事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に係る同項の規則で定める従業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者とする。

(1) 入所施設を空床利用型事業所とする場合 入所施設の利用者数及び当該空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等に係る当該施設を空床利用型事業所とする場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業等の利用者の数及び空床利用型事業の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(7)又は(4)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める数

(7) 利用者の数が6以下 1以上

(4) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備)

第21条 条例第61条第2項の規定により定める単独型事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に定める基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第61条第2項の規定により定める併設事業所の設備の基準は、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この項において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができることとする。

3 条例第61条第2項の規定により定める空床利用型事業所の設備の基準は、法5条第8項に規定する施設として必要とされる設備を有することとする。

(条例第66条第1項第2号の規則で定める場合)

第22条 条例第66条第1項第2号の規則で定める場合は、指定短期入所事業所が空床利用型事業所である場合とする。

(条例第67条の規則で定める指定短期入所事業所等)

第23条 条例第67条の規則で定める指定短期入所事業所は、空床利用型事業所とし、同条の規則で定める利用者の数は、当該空床利用型事業所がある法第5条第8項に規定する施設の利用定員(指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居(法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。))の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数とする。

(条例第68条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第24条 条例第68条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第25条 指定短期入所事業者(条例第60条に規定する指定短期入所事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用の取扱い等については、省

令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の支払をした支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 条例第68条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

#### 第2節 基準該当短期入所

(基準該当短期入所の基準)

第26条 条例第70条第1号の規則で定める指定短期入所事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者とし、同号の規則で定めるサービスは、省令第125条の2第1号に規定するサービスとする。

2 基準該当短期入所事業者は、前項のサービスを提供するに当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービス(省令第125条の2第1号に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の同条第2号に規定する利用定員を同一サービスの当該利用定員の3分の1の数から9人までの範囲内とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(省令第125条の2第3号に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積がおおむね7.43平方メートル以上とすること。

(準用)

第27条 第25条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

#### 第6章 重度障害者等包括支援

(従業者)

第28条 条例第73条第1項の規則で定める従業者は、指定重度障害者等包括支援事業者(条例第73条第1項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。以下この章において同じ。)が法第29条第1項の規定による指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援施設が置かなければならない従業者とする。

2 条例第73条第1項の規定により置かなければならないサービス提供責任者は、省令第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定める者でなければならない。

(準用)

第29条 第3条及び第4条の規定は、指定重度障害者等包括支援事業者について準用する。

#### 第7章 共同生活介護

(従業者の員数)

第30条 条例第82条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区

分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。(設備)

第31条 条例第84条第2項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 病院

(2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設

2 条例第84条第8項の規定により定めるユニットに関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(条例第97条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第32条 条例第97条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第33条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(法定代理受領が行われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要